

氏名(本籍)	さ とう つね お 佐藤恒雄(愛媛県)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	博乙第1919号		
学位授与年月日	平成15年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	藤原定家研究		
主査	筑波大学教授		犬井善壽
副査	筑波大学教授		石埜敬子
副査	筑波大学教授		稲垣泰一
副査	筑波大学教授	博士(文学)	松本肇
副査	筑波大学教授		芳賀紀雄

## 論文の内容の要旨

本論文は、わが国の中世の和歌界において指導者的位置にあった藤原定家をめぐる中世和歌・中世和歌史に関する著者の文献学的研究および作品批評的研究であり、それを総合した和歌文学史研究である。

本論文の構成は、以下の通りである。

- |     |             |                     |
|-----|-------------|---------------------|
| 第一章 | 定家前史        | (第一節～第四節)           |
| 第二章 | 新古今時代       | (第一節～第二節)           |
| 第三章 | 新古今集定家進覧本考  | (第一節～第二節)           |
| 第四章 | 新古今的表現成立の様相 | (第一節～第五節)           |
| 第五章 | 定家の漢詩文受容    | (第一節～第五節。〔資料〕2節を付す) |
| 第六章 | 定家の漢詩       | (第一節～第六節)           |
| 第七章 | 定家の草稿・書状・懐紙 | (第一節～第六節)           |
| 第八章 | 新勅撰時代       | (第一節～第三節)           |

第一章は、藤原定家と新古今時代に前接する時代の我が国の和歌界の諸問題を検討し、定家が登場する背景を諸資料により確認する。即ち、第1節においては、新出断簡を吟味してこれを「保元二年冬賀内裏新成詩巻」の断簡と考証し、『新古今集』の撰集に先立つ時代の政治・文化や漢詩受容の状況の中に位置付ける。第2節は、藤原隆房の『朗詠百首』が実際の朗詠の場に密着する作品であることを朗詠譜本等との比較検討を通じて論証し、新古今時代への流れの中に位置付ける。第3節は、西行が自ら編み藤原俊成と定家に加判を依頼し、伊勢の内宮と外宮に奉納した『御裳濯川歌合』と『宮川歌合』について、その判詞の分析から両人の歌論の形成に占めるこの歌合の意義を追及し、あわせて、西行による定家への啓蒙の意図と歌壇史的意義を「贈定家卿文」等の文献の表現に即して解明する。第4節は、定家宛て俊成自筆消息および俊成自筆遺産処分状の解読と分析を通じて、定家の経済的基盤の在り所を確定する。以上を定家が和歌界に登場する前史の検討とする。

第二章は、定家が撰者の一人に任じられた『新古今集』の成立について、研究史を吟味し、著者新発見の資料に基づく新見を組み込んで、この集を和歌史の上に位置付ける。

第三章は、第1節において、売立目録所掲の定家自筆和歌集断簡3点および学界既知の断簡1点を吟味し、これらが『新古今集』撰集第1期の定家進覧本の草稿であることを確定する。その結論に立って、従前判然としなかった『新古今集』撰集の実態の一面を解明する。第2節においては、前節において論証した定家進覧本『新古今集』草稿の存在と「京極中納言相語」に見える定家の言辞を関連するものと捉え、鎌倉中期の成立とされてきた『自讃歌』の始発は『新古今集』撰進第4期の承元元年である、と考証する。以上の第三章を以て、定家の『新古今集』撰集に果たした役割と、その役割の意義を明確に提示する。

第四章は、「空しき枝に」その他の新古今の秀句について、従來說かれてきた漢詩句の影響のみならず、平安期の我が国における漢詩表現の与る所が大きいことを論証する。これを以て、和歌表現に顕在する漢詩表現の影響関係のみならず、基底部に潜在する甚大な漢詩表現の影響関係が認められると結論付ける。

第五章と第六章は、定家の和歌の表現に関する著者の本論文における考察の中心をなすものである。第五章は、定家の『白氏文集』を中心とする漢詩文受容の実態を同時代の慈円との比較によって解明し、両人の漢詩文受容の相違に中世和歌界の広がりを知る。また、定家の日記『明月記』に『白氏文集』の表現の投影を見、和歌活動のみならず実生活における白詩の浸透を浮き彫りにする。末尾に添えられた「藤原定家漢詩文受容和歌一覧」は定家の漢詩句撰取詠作史の提示であり、後学の必ず参照・活用すべき調査結果である。第六章は、従前の研究において等閑にされていた定家自身が詠作した漢詩を全て収集し分析する。定家の漢詩初学が正治元年8月以降2年8月までの間であることを『明月記』の記事をもとに考証するところから検討を始め、定家作の漢詩について厳密な注解を試みつつ、定家における「作文」の意味を考察し、和歌表現との関連へと考察を発展させる。

第七章は、売立目録所掲の「春之歌十二首」その他、諸所に収蔵あるいは掲載されている定家自筆資料について、その制作時期を考証し、それぞれの資料の和歌史・歌壇史的意義を明らかにする。

第八章は、定家が後鳥羽院の勅勅を受ける契機となった詠歌に込められる思いや子息為家の蔵人頭任官時の定家の心情とその行動を日記『明月記』によって子細に分析するなど、御子左家の家長としての定家像を浮き彫りにする。最終節は、定家独撰の第九勅撰集『新勅撰集』について、『明月記』と諸資料によって、この集が貞永元年洞院摂政家百首からの流れにあり、九条家的な集であるとする。従前の説に大きな修正を迫る論証である。

以上、藤原定家の和歌界登場の背景の検討からその老年期に至るまでの定家と定家をめぐると歌人と和歌界のありようの検討まで、事実考証に合わせて作品批評の目で辿る、中世和歌史となっている。

## 審査の結果の要旨

著者の研究の態度は一貫している。藤原定家の活動期に記された文献資料、定家の詠歌、漢詩と定家自身が詠作した漢詩、見落とされがちであった定家自筆の断簡、定家の日記『明月記』、そして、先行する我が国の文学作品や歴史資料等の文献を、精緻な読みを以て分析し、そこから考えられる諸問題を細大漏らさず検討し、適切な結論を導き出す。その結論は、全て、定家の生きた中世という時代の歌界・歌壇の重要な問題に関わっており、時に先覚者の誤謬を正し、時に先学の諸説を飛躍的に進展させ、時に全く新しい著者独自の学説を提示する。しかも、その論証と考察は論理則と経験則に裏付けられた実証的研究であり、その導かれた結論は、定家の時代、いわゆる新古今時代の和歌の表現分析とその分析結果の総合という作品批評に密接に連なっている。その論証によって証明されたところを著者自身が活用して作品批評を試み、新見の提示を含め、鮮やかな批評を示している。

本論文においていまだ少し詳しい言及の欲しいところがないではない。例えば、定家の歌人としての誕生と成長に大きく与ったはずの父俊成の役割、御子左家の定家が受容した対抗したはずの先行する藤原清輔等六条藤家の役割、定家が共感するところのあった同時代の歌林苑歌人の定家の歌・歌論に果たした役割などの考察があればと惜まれる。また、慈円のみでなく、藤原良経に代表される、漢詩文に依拠する和歌詠作を得手とした同時代の人々とその人々の背景についての検討もあって然るべきである。それに、著者は定家の漢詩文受容に関する検

討において白居易の『白氏文集』を主にとりあげているが、そして『白氏文集』は『源氏物語』以来の我が国の文学における漢詩文受容の中心的文献であり、当時の和歌表現を検討する際の必須の手続きであるが、白居易のみならず、元稹・劉禹錫など白居易の周辺の詩人への目配りが欲しい。また、「藤原定家漢詩文受容和歌一覧」は研究史を明確にしておく心配りがあって然るべきであろう。勿論、以上に指摘した事柄は、本論文において正面から論じられてはいないだけで、本論文の言辞の端々から読み取ることが可能である。しかし、いま少し詳しく言及することで、本論文において著者が論証しようとしたところがより鮮明に提示できたはずであると惜まれる。

中世和歌史・中世歌壇史にとどまらず、我が国の和歌史の中に中世和歌を位置付けるというところにまで至っている本論文は、我が国の和歌研究のみならず、広く文学史研究に寄与するところ極めて大である。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。